

都心部(古町地区)の交通計画および交通規制見直しに関する

基本方針(案)について

(1) 都心部(古町地区)交通計画の基本方針

<基本方針>

過度な自動車への依存を見直し、自動車交通との一定の役割分担・連携のもと、誰もが安全で快適に移動でき、まちのにぎわいや魅力の向上に資するまちづくりと一体となった交通を目指し、歩行者や公共交通を中心とした人に優しい交通環境の形成を図ります。

(2) 都心部(古町地区)における交通戦略

① まちなかを快適に移動できる利便性の高い公共交通を実現します

まちの賑わいや活力を創出するまちづくりを推進するため、利便性の高い基幹公共交通軸と関連する交通結節点の形成により、きめ細やかなバスサービスの提供を図ります

② 万代島ルート線の整備とそれに伴う道路機能の明確化を図ります

万代島ルート線の整備にあわせ、地区内の交通に対応するアクセス道路や柳都大橋に誘導する道路、歩行者重視の道路など、メリハリのある道路の機能分担の明確化を図ります

③ 道路の機能分担に応じた適正な交通の分散・誘導を図ります

地域内に関連する交通を速やかに誘導し、生活道路への通過交通や迷走交通の流入を防ぎ、安全なまちなかの移動を確保するため、交通規制の見直しを含めた分かりやすく到達しやすい地区内のアクセス環境を実現します

④ 回遊性の高い歩行者空間を目指します

道路が担う多様な役割に着目し、道路空間の再構築により安全で回遊性の高い歩行者・自転車空間などを目指すとともに、放置自転車や違法駐車、荷捌きスペースの確保など様々な交通の課題に対応していきます

※上記の戦略は、市民の皆さまや関係者と調整しながら、段階的に進めていきます

(3) 当面の施策

新潟市が目指す利便性の高い公共交通を活かしたまちづくりと人に優しい将来の交通体系の実現に向けて、交通環境の改善に段階的に取り組むものとします。当面は、万代島ルート線（柳都大橋ルート）の東堀通までの供用開始にあわせ、分かりやすく円滑な交通処理と榎谷小路における基幹公共交通の機能強化を図るため、新潟県警など関係者と連携し、交通規制の見直しを含めた都心部（古町地区）の交通環境の改善に取り組みます。

① 榎谷小路の交通負荷を軽減し、基幹公共交通軸の形成と機能強化

- ・ 榎谷小路を基幹公共交通軸とするためには、現在の榎谷小路を通過する自動車交通を（都）万代島ルート線へ誘導し、バスの走行性や利便性を向上する施策が望まれます。
- ・ 新潟市では現在オムニバスタウン計画に着手し、11月1日からいがた基幹バス「りゅーとリンク」の運行を開始しましたが、引き続き古町および本町のバス停環境の改善や市役所周辺ミニターミナル化などに取り組みます。
- ・ また、将来の新たな基幹公共交通の導入の検討も必要となりますが、当面は既存のバス交通について段階的に機能強化を図り、サービスレベルを高めていきます。

【取り組みの概要】

◇オムニバスタウン事業など公共交通の機能強化

- ・ いがた基幹バス「りゅーとリンク」の運行（11月1日より運行）
- ・ 市役所周辺ミニバスターミナル整備による結節点強化
- ・ バス停の集約、運行情報整備による待合環境の向上

② 迷走車両や迂回交通を解消させ、分かりづらい交通動線を改善

- ・ ①を実現するためにも、万代島ルートから古町地区へ向かう自動車交通を円滑にアクセスさせる必要があります。

- ・ さらに、地区内における迂回車両を減少させるためにも、一方通行規制の見直しについて県警と連携して取り組んでいきます。

【取り組みの概要】

◇西堀、東堀などの一方通行規制の見直し

「新潟島（東堀・西堀など）交通規制見直しに関する基本方針について」をご参照ください。

③ 余裕の生じる車道空間を多目的に活用

- ・ 新潟バイパスやみなとトンネルなどの開通に伴う都心部（古町地区）の交通量の減少や交通規制の見直しによって、余裕の生じる道路空間を有効に活用していきます。
- ・ 現在の自動車交通に重点がおかれている道路の機能を見直し、歩行者や自転車利用といった観点から、それぞれの機能にふさわしい道路空間整備を推進します。

【取り組みの概要】

◇歩道拡幅、タクシー乗場、荷捌きスペースなどの検討

＜道路の役割分担と整備方針のイメージ＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 公共交通を重視する道路： 榎谷小路・東中通■ 柳都大橋に車を誘導する道路： 西堀・東堀・秣川岸通・川端町入船線■ 沿道へのアクセス性を改善する道路： 西堀・東堀・新津屋小路■ イベントにも活用できる歩行者重視の道路： 古町通・本町通 ほか |
|--|

※具体的な整備方針は今後関係者と協議を進める予定です

※今後も交通の状況をみながら、まちづくりの方向性にあった安全で分かりやすい交通環境の改善に取り組んでいきます

2. 新潟島（東堀・西堀など）交通規制見直しに関する基本方針 〔県警〕

（1）交通規制見直しの背景と必要性

新潟県警では、新潟市の都心部（古町地区）交通計画基本方針を踏まえ、次のような観点から交通規制の見直しについて検討を進めています。

① 交通環境の変化と時代の要請に応じた施策の展開

現在の交通規制は、昭和41年に、慢性的な交通渋滞の緩和や交通事故の防止を目的として実施されましたが、その後の新潟バイパスや高速道路網、千歳大橋、みなとトンネル、柳都大橋等の開通により、万代橋の交通量が減少するなど環境が大きく変化しています。

（参考）みなとトンネル、柳都大橋開通前後の万代橋の交通量

開通前（H14.4）64,000台/日

開通後（H19.7）39,000台/日（25,000台減少）

② 柳都大橋延伸整備（H20.3 秣川岸通線から東堀まで供用開始）に伴う新たな交通の流れに対応

迂回交通や迷走車両を抑制し、分かりやすく、安全・円滑・利便性の高い交通環境を実現するため、交通流動の大きな変化が予測される柳都大橋延伸区間の開通にあわせ、交通処理計画を検討する必要があります。

③ 新潟市が進めるまちづくり計画に協力

新潟市のオムニバスタウン計画の基幹公共交通軸の実現や、都心部（古町地区）の道路空間の多様な活用を図る取組みに、交通管理者として交通規制見直しの観点から協議会に参加し、検討に協力しています。

（2）交通規制見直し（案）の方針

- ・ 東堀、西堀、新津屋小路の一方通行規制を交互通行に見直します。
- ・ 一方通行規制見直しに伴う関連規制を見直します。

- ・ 榎谷小路の右折禁止規制は解除しません。
- ・ 昭和大橋方向から東堀への右折禁止規制は解除しません。
- ・ パーキングメーターを撤去します。
- ・ 主要交差点には右折車両の安全と事故防止から信号機の改良を行います。

(3) 交通規制見直し(案)に伴う影響について

東堀・西堀・新津屋小路の一方通行規制の見直しに伴い、以下に示すような影響が想定されます。

交通規制見直しに伴うメリット・デメリット表

メリット	デメリット
① 交通規制の制限が少なくなり、迂回することなく、古町地区への利便性が向上します。	① 現在ある路上パーキングを撤去する必要があります。 民間駐車場を利用する場合は、単位時間当たりの駐車料金が割高になることもあります。
② 一方通行規制の見直しにより、東中通り・榎谷小路の交通量が分散化され、路線バスのスムーズな運行が予想されます。	② 沿線施設出入において、右折時に反対車線を横断する必要があります。
③ 一方通行規制により、行き帰りのルートを変更するバス路線の解消が可能となります。	③ 一方通行時に比べ、同一方向の車線数が減少します。(東堀・西堀) 現状 : 同一方向 3 車線 見直し後 : 片側 2 車線または 1 車線
④ 一方通行規制の見直しにより、分かりやすいルート案内が可能となり、「わかりづらい・いきづらい」といった街のイメージが改善されます。	④ 現状に比べ、右折専用矢印灯器の新設により、交差点の信号表示が複雑化する箇所があります。